

市第42号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正  
横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 9 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条の 2」に改める。

第 3 章第 5 節中第61条の次に次の 1 条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第61条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係

る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）を登録定員の 2 分の 1 から15人までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介

護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第81条中「第60条、第61条」を「第60条から第61条の2まで」に改め、「と、第61条」の次に「及び第61条の2」を加える。

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「平成24年12月横浜市条例第61号」の次に「。以下「指定通所支援基準条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

第97条第1号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支

援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス」を加え、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改め、「障害者」の次に「及び障害児」を加え、同条第2号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス」を、「障害者」の次に「及び障害児」を加え、同条第4号中「及び」を「並びに」に改め、「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス」を、「障害者」の次に「及び障害児」を加える。

第111条第1号中「基準該当生活介護とみなされる通いサービス」の次に「、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる

「通いサービス」を、「障害者」の次に「及び障害児」を加え、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第 202 条第 1 項中「横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

## 参 考

## 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 目次

（第1章及び第2章省略）

## 第3章 児童発達支援

（第1節から第4節まで省略）

第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条 — 第61条の2  
第61条  
）

（第4章から第8章まで及び附則省略）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第61条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同

じ。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第 59 条（第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 25 人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当

放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号の居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 81 条 第 8 条、第 13 条から第 23 条まで、第 26 条第 2 項、第 27 条から第 31 条まで、第 33 条、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条から第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで、第 52 条第 1 項、第 53 条から第 55 条まで、第 60 条から第 61 条の 2 まで、第 60 条、第 61 条及び第 77 条（第 1 項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「第 38 条」とあるのは「第 81 条において準用する第 70 条」と、第 17 条中「第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項」とあるのは「第 81 条において準用する第 70 条第 6 号」と、第 19 条中「障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第 23 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 81 条において準用する第 77 条第 2 項及び第 3 項」と、第 26 条第 2 項中「第 24 条第 2 項」とあるのは「第 81 条において準用する第 77 条第 2 項」と、第 27 条第 1 項及び第 28 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第 36 条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第 40 条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第 44 条中「運営規程」とあるのは「第 81 条において準用する第 70 条の運営規程」と、第 55 条第 2 項第 2 号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第 60 条中「この節（前条（第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項）」とあるのは「第 5 章第 5 節（第 81 条（第 77 条第 2 項から第 5 項まで）」と、第 61 条及び第 61 条の 2中「この節（第 59 条（第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項）」と

あるのは「第5章第5節（第81条（第77条第2項から第5項まで）」と、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と、第77条第2項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第21条の5の4第3項第2号に掲げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 多機能型 第79条の指定生活介護の事業、第142条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条の指定就労移行支援の事業、第173条の指定就労継続支援A型の事業及び第186条の指定就労継続支援B型の事業並びに横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第62条の指定医療型児童発達支援の事業、同条例第72条の指定放課後等

デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第 82 条の指定保育所等訪問支援の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第 97 条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 82 条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の登録者をいう。）の数とこの

条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

（第3号省略）

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数 $\frac{\text{並びに}}{\text{及び}}$ この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条に規定する基準を満たしていること。

(第 5 号省略)

(基準該当短期入所の基準)

第 111 条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護

事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項の宿泊サービスをいう。次号及び第3号において同じ。）を提供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

（第3号省略）

- (4) 基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（従業者の員数等に関する特例）

第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準横浜市指定通所支援条例第6条第1項の指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例同条例第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項に

において同じ。) (以下この章において「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が 20 人未満である場合は、第 80 条第 6 項、第 143 条第 6 項及び第 7 項、第 153 条第 6 項、第 163 条第 4 項及び第 5 項並びに第 174 条第 4 項 (第 187 条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者 (医師及びサービス管理責任者を除く。) のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(第 2 項省略)